0) 項 (の規定を実施するため、厚生省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二十六条第三 ように定める 厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則

別記様式 十八年法律第百十七号)第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。厚生労働大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和四

別記様式の表 (新) 128mn 号 号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 44条第1項及び第3項の規定による立入検査等を 行う職員の身分証明書 所属庁 月 日 生 真

別記様式の裏(新

い。 (第5項から第8項まで略)

附

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和六二年一月八日厚生省令第一号)

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 附

(昭和六十

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄年法律第四十四号)の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

(施行期日)

1

(様式に関する経過措置)

三年一月六日)から施行する。 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)

により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用 則 (平成一六年三月二四日厚生労働省令第三三号)

年法律第四十九号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。 この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十五

年法律第三十九号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律附 則 (平成二二年三月五日厚生労働省令第二四号)

(平成二十

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成二二年九月二二日厚生労働省令第一〇五号) (平成二十

(平成二十三年四月一日) から施行する。

年法律第三十九号)の一部の施行の日